

都市計画制度小委員会の議事の公開について（案）

1. 小委員会の議事は、原則として公開とする。ただし、委員長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除く。
2. 議事を公開する場合には、議事の日時、場所及び議題を原則として開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに国土交通大臣官房広報課及びホームページに掲示する。
3. 議事を公開する場合には、議事の傍聴は、以下のとおりとする。
  - (1) 報道関係者については、1社につき原則1名とする。
  - (2) 一般傍聴者については、会場の許す範囲で傍聴可能（1団体につき原則1名）とし、予め定める日時までに国土交通省都市・地域整備局都市計画課に登録する。受付は原則として申し込み順とする。
  - (3) 傍聴者が、議事の進行を妨げていると委員長が判断した場合には、退席を求めることができる。また、委員長が許可した場合を除き、議事開始後の入室、撮影、録画、録音その他の議事進行の妨げとなる行為は禁止とする。
4. 議事録については、内容についての委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国土交通大臣官房広報課及びホームページにおいて公開することとする。